

環境省国民保護計画

平成17年10月

環 境 省

目次

総論

- 1 この計画の目的
- 2 計画の適切な見直し

第1章 実施体制の整備・確立

第1節 平時における活動体制の整備・確立

- 1 環境省国民保護連絡会議の設置
- 2 地方環境事務所における連絡調整
- 3 本省における連絡・参集体制の整備
- 4 地方環境事務所における連絡・参集体制の整備
- 5 国民の保護のための措置の実施機能等の確保
- 6 国民の保護のための措置に関する職員の研修等

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の整備・確立

- 1 環境省国民保護対策本部の設置
- 2 職員の派遣

第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民に対する啓発
- 6 安全の確保

第3章 環境省が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

- 1 警報の通知・伝達
- 2 避難措置の指示の通知・伝達
- 3 家庭動物等の保護等

第2節 避難住民等の救援等に関する措置

- 1 救援に対する支援
- 2 住民の安否情報の提供

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

- 1．生活関連等施設の安全確保
- 2．廃棄物の処理
- 3．武力攻撃原子力災害等への対処

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 1．情報の収集及び提供
- 2．被災情報の収集及び報告
- 3．通信の確保

第5節 特殊標章等に関する事項

第6節 国民生活の安定に関する措置

第7節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 1．復旧に関する措置の実施
- 2．復旧・復興段階における環境配慮の確保

第8節 訓練及び備蓄

- 1．訓練
- 2．備蓄

第4章 緊急対処保護措置の実施に必要な事項

- 1．環境省緊急処理事態対策本部の設置
- 2．緊急対処保護措置の実施等

環境省国民保護計画

総論

1. この計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、環境省の所掌事務に関し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を実施するための体制に関する事項、環境省が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項、国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項、その他国民保護措置の実施に関し必要な事項、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2. 計画の適切な見直し

この計画は、適時内容に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、関係指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

3. 定義

この計画において使用する用語は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）及び国民保護法並びにこれらの法律に基づく命令並びに国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において使用する用語の例によるものとする。

第1章 実施体制の確立

第1節 平時における活動体制の整備・確立

1. 環境省国民保護連絡会議の設置

(1) 設置

環境省の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、本省に環境省国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(2) 事務

連絡会議は、次に掲げる事項に関し環境省内における必要な連絡調整を行う。

- ・ 緊急時のための連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
- ・ 都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- ・ 環境省国民保護対策本部が設置された場合の省内各部局の事務分掌の整備
- ・ 環境省国民保護計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
- ・ 環境省国民保護計画の見直し
- ・ 平時における関係機関との連携
- ・ その他必要な事項

(3) 事務局

連絡会議の事務局は、大臣官房総務課において行う。ただし、必要に応じて省内の他課室に移管することができる。

(4) 雑則

以上に定めるほか、連絡会議の組織その他必要な事項は別に定めるところによる。

2. 地方環境事務所における連絡調整

地方環境事務所総務課は、国民保護措置に関し、緊急時のための連絡網の整備、武力攻撃事態等における地方環境事務所内各課の事務分掌の整備その他 1. に掲げる事項に関し、地方環境事務所内における必要な連絡調整を行う。

3. 本省における連絡・参集体制の整備

連絡会議構成員（あらかじめ定める代理となる者も含む。）は、武力攻撃事態等に備え、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。連絡会議構成員は、武力攻撃事態等において、速やかに参集することができるよう、平素から、本省への複数の交通手段を確認しておく。

人事異動等により、連絡会議構成員を変更する場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行う。

4. 地方環境事務所における連絡・参集体制の整備

地方環境事務所長は、その職員の中から武力攻撃事態等において本省との連絡を担当する「本省連絡担当者」をあらかじめ指定しておくとともに、本省各課への情報伝達ルートを確立しておく。

本省連絡担当者（あらかじめ定める代理となる者も含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。

本省連絡担当者は、連絡会議事務局にあらかじめ登録しておき、変更があった場合には速やかに変更登録を行う。

人事異動等により、本省連絡担当者を変更する場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行う。

5．国民の保護のための措置の実施機能等の確保

(1) 庁舎の安全性の確保等

連絡会議及び大臣官房会計課並びに地方環境事務所総務課は、武力攻撃事態等において、本省及び地方環境事務所がその対処の機能を果たし得るよう、合同庁舎の場合は当該庁舎の管理者と連携しつつ、庁舎の安全性の確保並びに非常用発電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努めるものとする。

(2) 行政機能の維持・確保のための体制整備

各局部等及び地方環境事務所においては、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限に止めるため、職員の出勤及び配置の基準、業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

大臣官房総務課は、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、維持、復旧、運用の確保等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

6．国民の保護のための措置に関する職員への周知徹底

連絡会議は、関係職員に対して、措置実施マニュアルの作成、講習会の実施等を通じ、以下に掲げる事項を始めとする国民保護措置に関し必要な知識等の周知徹底を図る。

- ・国民保護法その他の関係法令の概要
- ・環境省国民保護計画及び措置実施マニュアルの概要
- ・武力攻撃事態等における連絡網

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の整備・確立

1．環境省国民保護対策本部の設置

(1) 設置

環境大臣は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に環境大臣を長とする環境省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。

(2) 組織

省対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部長は、環境大臣とする。

副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長が指揮をとれないときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。

本部員は、地球環境審議官、官房長、各局長、各部長、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とする。

本部員は、状況に応じて随時追加・削除することができる。

(3) 事務

省対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・ 国民保護措置の実施に関する環境省内の総括及び総合調整
- ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の環境省関係局部への提供
- ・ 環境省関係局部からの情報の取りまとめ
- ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の作成等広報活動の総括
- ・ その他国民保護措置の実施に関し必要な業務

(4) 事務局

省対策本部の事務局は、大臣官房総務課において行う。ただし、必要に応じて省内の他課室に移管することができる。

省対策本部事務局は、省対策本部を設置した場合には、対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に対し、省対策本部の連絡窓口を通知するものとする。

(5) 雑則

以上に定めるほか、省対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

2 . 職員の派遣

環境大臣及び地方環境事務所長は、武力攻撃災害が発生した場合には、その災害の状況に応じ、必要な担当職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせるものとする。

環境大臣又は地方環境事務所長は、国民保護法第 29 条第 3 項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、必要な職員を指名し、派遣するものとする。

環境大臣又は地方環境事務所長は、国民保護法第 151 条第 1 項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は第 152 条第 1 項の規定による職員の派遣のあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

第 2 章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

環境省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において次の点に留意するものとする。

1 . 基本的人権の尊重

各局部等及び地方環境事務所各課は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

2 . 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て及び訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続については、連絡会議事務局を窓口として、具体的な状況に応じて関係局部と連携して対応するものとする。

3 . 国民に対する情報提供

省対策本部が設置された場合には、省対策本部事務局は、速やかに記者発表を行う。

省対策本部事務局及び関係局部は、環境省の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に

提供する。

4 . 関係機関相互の連携協力の確保

各局部等及び地方環境事務所各課は、都道府県の知事その他の執行機関から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5 . 国民に対する啓発

連絡会議及び政策評価広報課は、パンフレット、広報誌等を活用し、国民保護措置の重要性について、国民に対する啓発に努めるものとする。

6 . 安全の確保

各局部等及び地方環境事務所各課は、国民保護措置の実施に際しては、その措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

各局部等及び地方環境事務所各課は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 環境省が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 . 警報の通知・伝達

各局部等及び地方環境事務所各課は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに省対策本部を通じて対策本部に報告するものとする。

連絡会議（省対策本部が設置された場合にあつては、省対策本部）は、警報の発令があつた場合には、各局部及び地方環境事務所総務課に対し、省内放送、電話等の手段により、警報の内容を通知するものとする。また、各局部等は、国民公園など、多数の者が利用する施設を管理する事務所等に対して、警報の内容を通知・伝達するものとする。

2 . 避難措置の指示の通知・伝達

連絡会議（省対策本部が設置された場合にあつては、省対策本部）は、避難措置

の指示の通知があった場合には、各局部及び地方環境事務所総務課に対し、省内放送、電話等の手段により、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。

3. 家庭動物等の保護等

自然環境局総務課は、武力攻撃事態等において要避難地域等を管轄する地方公共団体が危険動物の逸走対策や家庭動物等の保護等の活動を行うに当たり参考となる活動事例集やガイドラインを作成するものとする。

自然環境局総務課は、武力攻撃事態等において、自らの判断により、又は、地方公共団体からの要請に応じ、危険動物が逸走した場合や家庭動物等の保護等に関して必要な情報提供又は支援を行うものとする。

自然環境局野生生物課は、武力攻撃事態等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物のうち人の生命・身体に対して危険を及ぼすおそれのある生物（以下「危険な特定外来生物」という。）の情報を迅速に引き出すことが可能なデータベースを整備するものとする。

自然環境局野生生物課は、武力攻撃事態等において、危険な特定外来生物が逸走した場合は、関係住民、都道府県、市町村に対し、人の生命・身体の安全確保に必要な情報提供を行うものとする。

自然環境局野生生物課は、地方公共団体等の関係機関と連携しながら、職員の安全を確保しつつ、可能な範囲で、逸走した危険な特定外来生物の迅速な捕獲等を行うものとする。

第2節 避難住民等の救援等に関する措置

1. 救援に対する支援

各局部等及び地方環境事務所各課は、避難施設として指定された国民公園を始めとする所管施設等において避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のため必要な措置を講ずるものとする。

各局部等及び地方環境事務所各課は、所管する公益法人等に対し、避難施設として指定された所管施設等において避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のための必要な要請を行うものとする。

2. 住民の安否情報の提供

各局部等及び地方環境事務所各課は、住民の安否情報を入手した場合には、地方公共団体に対して当該安否情報の提供を行うこと等により、地方公共団体の長が

行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1. 生活関連等施設の安全確保

各局部等は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、その管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について、必要に応じて別にマニュアルを定めるものとする。また、所管する独立行政法人等が管理する生活関連等施設において安全確保措置が適切に実施されるよう指導するものとする。

各局部等は、武力攻撃事態等においては、速やかに、管理する生活関連等施設の安全確保措置を講ずるものとする。

2. 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

特例地域の指定

環境大臣は、大規模な武力攻撃災害により被災した地方公共団体の区域における廃棄物の発生量及び種類、廃棄物の処理体制並びに被災状況等に照らし、当該地方公共団体の区域における廃棄物の処理体制及び既存の協力体制だけでは廃棄物に起因する生活環境の悪化を防止することができないため、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、当該地方公共団体の全部又は一部を廃棄物処理に係る特例地域として速やかに指定する。

特例基準の基本的考え方

特例基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する処理基準及び委託基準(以下この項において「基準」という。)について、当該地方公共団体における廃棄物の発生量及び種類、廃棄物の処理体制並びに被災状況等を踏まえ、生活環境の保全の確保に留意しつつ、廃棄物の処理が迅速かつ円滑に進められるよう基準を変更することにより定める。

公示の方法

特例地域の指定及び特例基準の策定は、官報に公示することにより行う。ただし、必要があるときは他の方法により行う。

(2) 廃棄物の適正処理のための要請等

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課は、必要に応じ、又は都道府県知事からの要請に基づき、武力攻撃災害発生時に発生する廃棄物の適正な処理が図られるよう、関係団体や被災地以外の地方公共団体への要請等必要な措置を講ず

るものとする。

3. 武力攻撃原子力災害等への対処

水・大気環境局大気環境課は、武力攻撃により原子力事業所に被害が生じた場合及び核攻撃等による災害が発生した場合には、全国 12 カ所の測定所で測定している大気環境中の放射線のモニタリングデータを収集・解析するとともに、災害後も継続してモニタリング等を行い、一般環境における影響の有無・程度を監視するものとする。また、必要に応じて、関係省庁及び地方公共団体に対して監視の結果得られた情報の提供を行うとともに、国民に対する公表を行うものとする。

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

1. 情報の収集及び提供

地方環境事務所環境対策課は、武力攻撃事態等においては、消防庁、海上保安庁その他の関係機関、地方公共団体、ガスその他の関係公共機関と連絡をとり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の対象となっている工場・事業場等における有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩等による汚染状況、原因、対策の状況等必要な情報について迅速かつ的確な収集に努めるものとする。

地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課は、武力攻撃災害発生時には、武力攻撃災害に伴って発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行う観点から、地方公共団体の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量及び種類等について、情報の収集を行うものとする。

地方環境事務所各課は、入手した情報を適宜取りまとめの上、速やかに省対策本部に報告するものとする。

各局部等は、必要に応じて地方環境事務所各課に代わり上記を始めとする情報の収集を行うものとする。また、入手した情報は適宜取りまとめの上、速やかに省対策本部に報告するものとする。

省対策本部及び各局部等並びに地方環境事務所各課は、情報の収集の結果、有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により住民の健康への被害が生ずるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講ずるものとする。省対策本部は対策本部に対して、その旨を報告するものとする。

2. 被災情報の収集及び報告

各局部等は、所管する人員、施設、設備等及び所掌事務に係る被災情報を収集し、速やかに省対策本部に報告するものとする。

環境大臣は、各局部等からの被災情報の報告を取りまとめ、速やかに対策本部長に報告するものとする。

3. 通信の確保

連絡会議は、災害時の情報通信手段も活用し、武力攻撃事態等における非常通信体制を確保するとともに、平素から必要な点検及び訓練を行うものとする。

第5節 特殊標章等に関する事項

環境大臣は、別に定める要綱により、環境省の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。

第6節 国民生活の安定に関する措置

各局部等及び地方環境事務所は、武力攻撃災害が発生した場合に所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を速やかに行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ資機材の整備を行うものとする。

各局部等及び地方環境事務所は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

第7節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1. 復旧に関する措置の実施

各局部等は、地域環境の保全を図るため、武力攻撃事態の態様並びに武力攻撃災害による被害の状況等を総合的に勘案しつつ、下記事項を含め、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。

被災企業に対する支援措置

- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
- ・ 被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
- ・ 被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等

環境監視体制に関する措置

- ・ 地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
- ・ 環境監視施設・設備の被害状況把握

廃棄物の処理等

- ・ 公共関与の廃棄物処理施設の復旧に係る必要な措置
- ・ 武力攻撃災害により発生する廃棄物の処理事業に係る必要な措置

所管施設・設備の復旧

- ・ 国立公園・国民公園内の所管施設・設備の復旧

2. 復旧段階における環境配慮の確保

各局部等及び地方環境事務所各課は、武力攻撃災害からの復旧に当たっては、環境保全の観点から、被災した工場・事業場等の再稼働時における有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による環境汚染を未然に防止するため、また、災害で生じたがれきその他の廃棄物の適正な処理を確保するため、地方公共団体に対して必要な助言を行うものとする。また、被災建築物の解体等に際して石綿の大気環境中への飛散防止のために適切な措置がとられるよう配慮を促すものとする。

第8節 訓練及び備蓄

1. 訓練

連絡会議及び地方環境事務所総務課は、国民保護措置の実施に備え、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を、適時行う。その際、他の関係機関と共同して実施するよう努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮する。

- ・ 警報の通知・伝達訓練
- ・ 非常参集訓練
- ・ 省対策本部設置運営訓練
- ・ その他環境省の国民保護措置の実施のために必要と認める訓練

上記訓練を実施した際には、連絡会議及び地方環境事務所総務課は、訓練についての事後評価を行う。

2. 備蓄

連絡会議及び地方環境事務所総務課は、武力攻撃事態等が発生した場合に備え、防災目的の食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

各局部等は、国民保護措置を実施するため、平素からその管理する施設及び設備を整備し、点検するものとする。

第4章 緊急対処保護措置の実施に必要な事項

1. 環境省緊急処理事態対策本部の設置

(1) 設置

環境大臣は、緊急処理事態が認定された場合には、直ちに、本省に環境大臣を長とする環境省緊急処理事態対策本部（以下「省緊急対策本部」という。）を設置する。

(2) 組織

省緊急対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部長は、環境大臣とする。

副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長が指揮をとれないときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。

本部員は、地球環境審議官、官房長、各局長、各部長、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とする。

本部員は、状況に応じて随時追加・削除することができる。

(3) 事務

省緊急対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・緊急対処保護措置の実施に関する環境省内の総括及び総合調整
- ・緊急処理事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ・緊急処理事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の環境省関係局部への提供
- ・環境省関係局部からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
- ・緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の作成等広報活動の総括
- ・その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務

(4) 事務局

省緊急対策本部の事務局は、大臣官房総務課において行う。ただし、必要に応じて省内の他課室に移管することができる。

省緊急対策本部事務局は、省緊急対策本部を設置した場合には、緊急処理事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に対し、省緊急対策本部

の連絡窓口を通知するものとする。

(5) 雑則

以上に定めるほか、省緊急対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

2 . 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに基づいて適宜行うこととする。この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定地方行政機関の長及び関係指定公共機関その他の関係機関に通知・伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。